

青森県清掃業務委託料積算基準の数量取扱要領

制定日 平成18年10月31日

改定日 平成26年 3月13日

第1 基本事項

この要領は、「青森県清掃業務委託料積算基準」を適用する際の清掃面積等の数量積算の取扱いを定めるものである。

第2 建物内部の清掃

1 建物内部の清掃範囲

(1) 建物内部の日常清掃は、原則として、各施設管理者が必要と認めた範囲で行うものとする。ただし、次に掲げる部分を除く。

- ・職員、使用者等が自ら清掃を行う部分
- ・倉庫、機械室等の部分
- ・生協、食堂、金融機関等の行政財産の使用許可（又は貸付）を行っている部分（※）
- ・清掃員控室、中央監視室等の委託業務の受注者が専ら使用している部分（※）

（※）部分がその室の一部のみの場合は、必要性を検討する。

(2) 建物内部の定期清掃は、各施設管理者が必要と認めた範囲で行うものとする。

2 場所区域

建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に示されている標準歩掛りの適用にあたっての標準的な場所区域の分類は、別紙1のとおりとする。

場所区域は、室名にかかわらず、別紙2の例のとおり、実際の利用状況及び清掃作業の一連性、仕上げ・空間の連続性等に応じ適切に区分するものとする。

3 清掃面積の積算方法

清掃面積は、平面図の壁芯寸法により積算することとし、柱型、什器、家具等の取扱いは下表のとおりとする。なお、これによりがたい場合は、その都度考慮する。

	柱型等	什器・家具等
清掃面積から差し引かないもの	柱型、袖壁等	机、什器類、移動できる家具等
清掃面積から差し引くもの	PS（パイプスペース）、DS（ダクトスペース）、EPS（電気パイプスペース）等	固定書架、壁面全面の収納、押入れ

4 照明器具の清掃

全面がカバー等で覆われている照明器具は、原則として、清掃を行わないものとする。

第3 建物外部の清掃

1 窓ガラスの清掃

窓ガラスの清掃は、両面を行うものとする。清掃面積は、片面の面積で積算する。

2 屋上広場の清掃

屋上広場の清掃は、出入り口・タラップ等の器具があり登ることができる屋上及びバルコニーのうち、施設管理者が必要と認めた範囲で行うものとする。清掃面積は、外壁、パラペット、笠木等の芯寸法により積算する。

第4 建物周囲の清掃

1 建物周囲の清掃範囲

建物周囲の清掃は、原則として、敷地のうち主要な建物との関連性があり、各施設管理者が必要と認めた範囲で行うものとする。ただし、次に掲げる部分を除く。

- ・職員、使用者等が自ら清掃を行う部分
- ・重量車両置き場等、職員、使用者等以外の者が通常立ち入らない部分
- ・危険物の貯蔵庫等でフェンスに囲まれるなど立入りを禁止されている部分
- ・電話ボックス、鉄塔等の行政財産の使用許可（又は貸付）を行っている部分
- ・試験研究機関や学校等の圃場等

2 清掃面積の積算方法

建物周囲の清掃面積は、建物の配置図及び各建物の1階平面図等を参考に、下表のとおり積算するものとする。なお、これによりがたい場合は、その都度考慮する。

区分	積算方法
玄関周り	次の部分の面積の合計とする。 ・ポーチ、車寄せ、靴洗い場、スロープ ・主な出入り口の屋外階段 ・上記に準ずる部分
犬走り、構内通路、駐車場、植込、花壇等	次により積算する。 $(敷地面積) - (敷地内の各建物の1階床面積の合計) - (重量車両置き場等・危険物の貯蔵庫等・行政財産の使用許可(貸付)・圃場等の面積) - (玄関周りの面積)$

3 冬期間の取扱い

冬期（1月から3月）の積雪時は、拾い掃き等に代えて人力による簡易な除雪を行うものとし、当該地区の降雪日数及び積算降雪深の統計値により周期を決定する。

第5 端数処理

1 清掃面積

- (1) 室、場所区域及び区分別の清掃面積は、計算途中においては小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位までとする。
- (2) 場所区域及び区分別の合計は、小数点以下の数値は切り捨て、整数とする。
- (3) 単位は **m²** とし場所区域及び区分別に積算する。

2 歩掛り

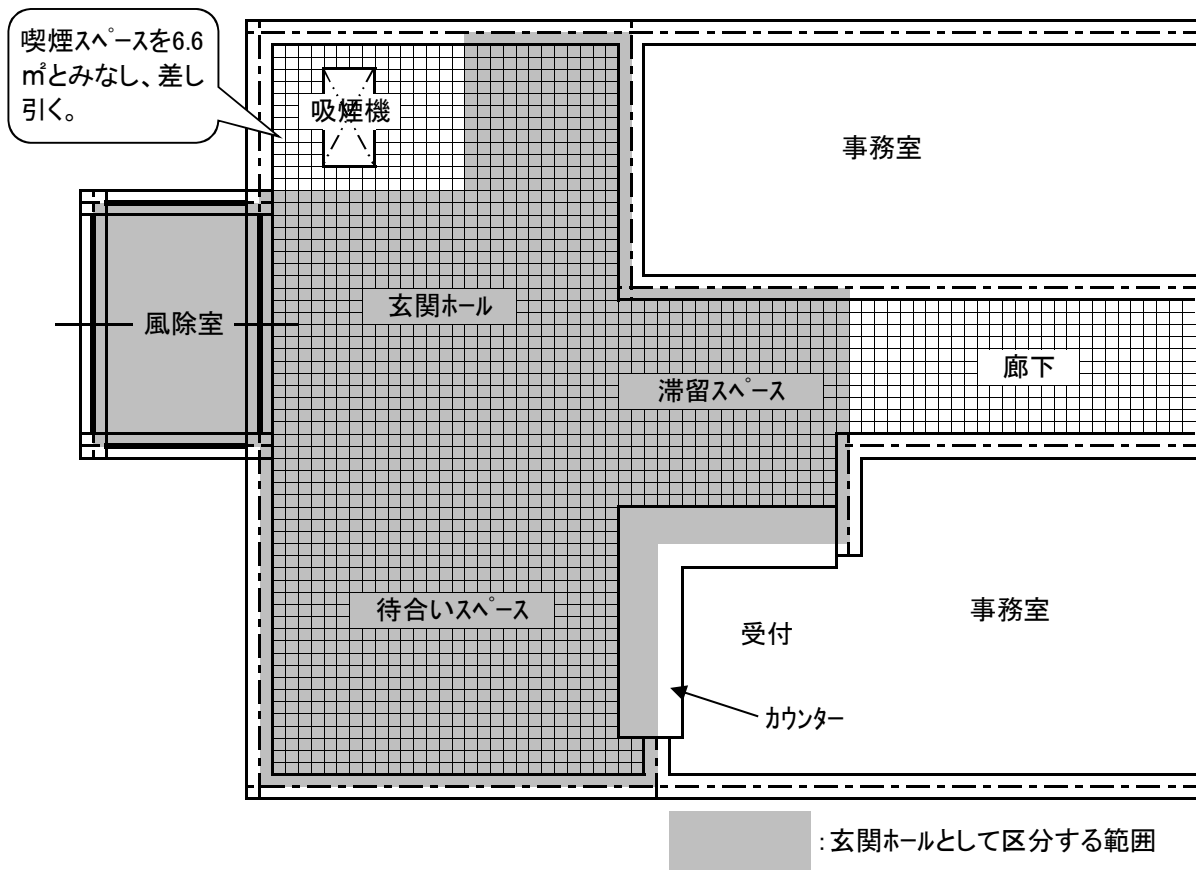
歩掛りを作成及び加工して用いる際は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

(別紙1)

場所区域	共通事項	施設用途別の室例				
		事務庁舎	文化・社会 教育施設等	大学・各種 学校等	警察署	病院
1. 玄関ホール	来庁者等または職員が施設に出入りする際に利用する玄関、風除室、玄関ホール及び待合場所等をいう。 ただし、玄関ホール、待合場所と一体的に利用される廊下、住民コーナー等を含み、喫煙スペースは除くものとする。	風除室、玄関ホール、展示コーナー、県民ホール	風除室、玄関ホール、展示コーナー	風除室、玄関ホール、展示コーナー	風除室、玄関ホール、公衆溜	風除室、玄関ホール、待合室
2. 事務室						
2-1. 事務室	日常的に職員等が事務を執り行う諸室及び印刷室をいう。 ただし、所属長室(執務に加え会議スペースを有する室を含むもの)に限る。)は除くものとする。	各課室、受付、警備員室、電話交換室、印刷室	総務課、管理職員室、受付、警備員室、印刷室	総務課、職員室、研究室、警備員室、印刷室	刑事課、警備課、会計課、印刷室	事務室、診療室、処置室、検査室、医局、ドクターステーション、ナースステーション、病室、観察室、図書室、守衛室、印刷室
2-2. 休憩室等	休憩室、仮眠室、当直室等及びロカールーム等をいう。	休憩室、運転手控室	仮眠室、当直室、更衣室	休憩室	仮眠室、当直室、更衣室	休憩室、仮眠室、当直室、更衣室
3. 会議室						
3-1. 会議室	一定の機会に利用される会議室及びこれに準ずる室並びに所属長室をいう。	会議室、所長室	館長室、所長室、展示室、映写室、実習室、研修室、自習室等	学長室、校長室、会議室、教室、固定席の講堂	署長室、会議室、調室、接見室(留置側を除く)、訓授室	院長室、事務局長室、各局長室、デイルーム、面会室・面談室、相談室
3-2. 体育館等	体育館、武道場及び講堂(椅子が固定されていないもの)等をいう。			体育館、トレーニングルーム、講堂	柔道場、剣道場	レクリエーションホール
4. 廊下・エレベーターホール	廊下及びエレベーター前のホール(玄関ホールと一体的な場合は玄関ホールとする。)をいう。	廊下、エレベーターホール				
5. 便所・洗面所	便所、洗面所及び洗濯室等をいう。	便所、洗面所				便所、洗面所、汚物室
6. 湯沸室	湯沸室、給湯室等をいう。	湯沸室、給湯室				
7. エレベーター	エレベーターホール(かご)、扉、操作盤等をいう。	エレベーター				
8. 階段	階段をいう。	階段				
9. 食堂	食堂及び飲食をする室をいう。	食堂	レストラン、喫茶室	食堂、喫茶室	食堂	食堂、料理室
10. 浴室、シャワールーム、脱衣室	浴室、シャワールーム及び脱衣室をいう。	浴室、脱衣室				浴室、シャワールーム、脱衣室、乾燥室
11. 喫煙スペース	喫煙室または喫煙コーナーをいう。ただし、仕切がなく面積が特定されない場合は2坪(6.6㎡)を喫煙スペースとしてみなす。	喫煙室(コーナー)				

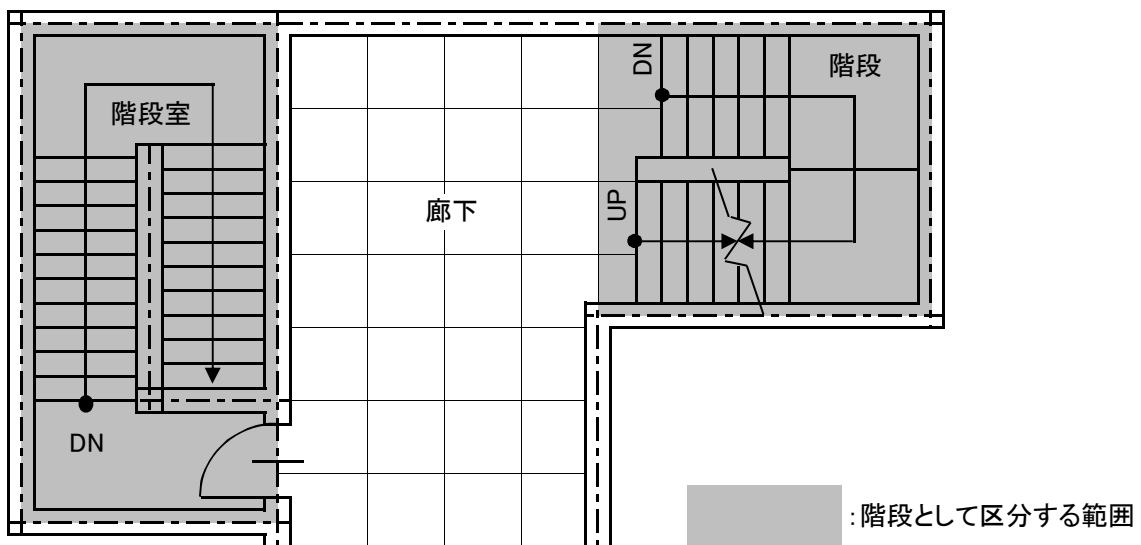
清掃対象室

(別紙2)



例1. 玄関ホール、廊下等と喫煙スペース

例2. 玄関ホールと廊下



例3. 廊下・エレベーターホールと階段